

貴重・稀観資料等特別コレクション利用規程（授業用）

第1条（総則）

本規程は国立音楽大学附属図書館（以下 当館）が管轄する貴重・稀観資料など特別コレクションを、本学所属の教員が授業等で利用する場合の手続きについて定める。

第2条（利用申込）

貴重・稀観資料など特別コレクションの利用を希望する場合は、事前に所定の「特別資料閲覧申込書」にて館長宛てに提出し、許可を得るものとする。

第3条（利用許可）

利用の許可、不許可は特別資料担当者が起案し、主任司書、館長の決裁を得た後に、利用場所の指定など利用条件等を記載して利用申込者に通知する。

また、貸出の際は、双方立会いのうえ現状を確認し、手続きを行う。

第4条（利用場所）

貴重・稀観資料は当館が指定する館内所定の場所で利用するものとする。

但し、利用申込の使用目的、使用計画などが許可された場合にはその限りではない。

第5条（経費）

貴重資料利用に関わる経費が発生した場合、利用者が負担する場合がある。

（運搬に関する経費、損害保険料等）

第6条（利用時の条件）

資料の利用にあたって次のことを基本条件とし、その他は必要に応じて付加する。

- 1) 利用申込者自身が借受から返却まで一切の手続きを負うこと。
- 2) 貴重資料の閲覧は原則として館内所定の場所で行うこと。
- 3) 貴重資料の付近ではチョーク、ボールペン、万年筆、サインペンなどは使用しないこと。
- 4) 特別許可を受けて教室などで利用する際は、回覧しないこと。
- 5) 借り受けた資料を複写しないこと。
- 6) 申し込みをした目的以外で使用しないこと。
- 7) 借り受けた資料を出版、放送、放映、展示、学术论文等で使用する場合は、別途二次利用許可申請書を提出すること。

第7条（改訂）

本規程の改訂は、館長が図書館委員会に諮り、決定する。

第8条（附則）

平成12年4月1日 制定

平成16年3月10日 改訂

令和6年1月29日 改訂